

部会の設置について

1 里親部会

(1) 設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項について、専門的な見地から、詳細かつ迅速に審議するため、里親部会を設置する。

(2) 所掌事項

- ①里親の登録の適否について、諮問を受けて答申すること。
- ②里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、諮問を受けて答申すること。
- ③里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

2 子どもの権利擁護部会

(1) 設置目的

児童福祉法の規定により、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

また、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされている。

加えて、児童相談所等が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境の整備を行うこととされている。

これらの事項について、専門的な見地から、詳細かつ迅速に審議するため、子どもの権利擁護部会を設置する。

(2) 所掌事項

- ①施設入所など児童相談所の措置が、児童や保護者の意向と一致しない事例や子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事例について、諮問を受けて答申すること。
- ②板橋区の子どもの権利擁護事業において解決が特に困難な事例について、諮問を受けて答申すること。
- ③被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること。また、その措置について意見を述べること。

- ④立入調査や一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- ⑤措置等に対する子ども本人又は子どもに関わる関係機関からの申立てについて調査審議し、意見を述べること。

3 死亡・重大事例等検証部会

(1) 設置目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条に規定する虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例について分析及び検証を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行うものとされている。

また、板橋区では、保育施設等において、子どもの死亡事故及び重篤な傷病を負う事故が発生した場合、事実関係の把握を行い、発生原因の分析を行うとともに、再発防止のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うこととしている。

これらの事項について、専門的な見地から、詳細かつ迅速に審議するため、死亡・重大事例等検証部会を設置する。

(2) 所掌事項

- ①板橋区から報告を受けた児童虐待事例や保育施設等での重大事故について、事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- ②事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめた報告書を作成すること。
- ③その他、目的達成に必要な事項を審議すること。

4 保育部会

(1) 設置目的

児童福祉法第35条第6項等により、保育所の設置認可等をするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項について、専門的な見地から、詳細かつ迅速に審議するため、保育部会を設置する。

(2) 所掌事項

- ①保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可、家庭的保育事業等の認可について、諮問を受けて答申すること。
- ②児童福祉施設に対する事業停止命令について、諮問を受けて答申すること。
- ③認可外保育施設、幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令又は閉鎖命令等について、諮問を受けて答申すること。
- ④特定教育・保育施設等における運営状況等の調査及び検証に関すること。